自治会法人松葉町自治会自主防災隊規定

(目的)

第1条 この規定は、自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)が自主的な防活動を行う上での必要な事項を定め、もって大規模地震、火災等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この自主防災組織の名称は、自治会法人松葉町自治会自主防災隊(以下「防災隊」 という。)と称する。

(事業)

- 第3条 防災隊は、相模原市地域防災計画における「自分たちのまちは自分たちで守るを基本的な理念として、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 防災における地域情報の把握及び防災知識の普及に関すること。
 - (2) 大規模災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、その他防災活動上、必要な事項に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 防災資機材の整備保管に関すること。
 - (5) 災害弱者の支援に関すること。
 - (6) その他本規定の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(活動の対象)

- 第4条 防災隊の活動の対象は、自治会会員(以下「隊員」という。)及び自治会区域内居 住する者等とする。
- 2 隣接する自治会との防災対策については、当該自治会と協議し、共同して自主防災動に当たることがでるように努めるものとする。

(役員)

- 第5条 防災隊は、隊員をもって構成し、次のとおり防災隊の運営に必要な役員を置く。
 - (1) 隊長
 - (2) 本部担当副隊長
 - (3) 組担当副隊長
 - (4) 情報連絡班長
 - (5) 初期消火班長
 - (6) 救出・救護班長
 - (7) 避難誘導班長
 - (8) 避難所運営班長
 - (9) 給食・給水班長

- (10) 災害弱者支援班長
- (11) 各班班長
- 2 各班班長は、班内の組の協議により決定する。
- 3 防災隊の運営及び活動のために、前項の役員のほか、民生委員及び関係団体等の協力を仰ぐものとする。
- 4 第1項による防災隊組織図は、別表のとおりとする。

(役員の任務)

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 隊長は、防災隊を総括し、自治体機関、光が丘地区連合自主防災隊との連絡調整、 大規模災害発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (2) 本部担当副隊長は、隊長を補佐し、又は隊長が事故等により欠けるときは、その任務を代行し、防災隊本部の組織運営、本部班活動の指揮等を行う。
- (3) 組担当副隊長は、隊長を補佐し、各班班長を指揮して各組の被災状況の把握に努め、本部担当の班長の応援を要請する。
- (4) 情報連絡班長は、被害情報等を収集し、防災隊及び光が丘地区連合自主防災に 連絡をとるとともに、正しい情報を隊長に伝達する。
- (5) 初期消火班長は、各班班長等と連携し、安全を確保しつつ初期消火活動を行い火 災の拡大を防御する。
- (6) 救出・救護班長は、周囲の人の協力を求め、負傷者の救出・救護活動を行う。
- (7) 避難誘導班長は、隊員が安全に避難できるよう、避難誘導を行う。
- (8) 避難所運営班長は、施設管理者及び自治体関係機関と協力し合い、避難所運営本部を設置し、避難所の自主運営を行う。
- (9) 給食・給水班長は、避難所の避難者及び避難所周辺住民に対し、給食・給水のルールに則して、秩序ある給食・給水を行う。
- (10) 災害弱者支援班長は、民生委員、関係団体、自治体関係機関等と協力し、災害弱者 の安否確認、救出・救護、避難誘導等の支援活動を行う。
- (11) 各班班長は、班内の組長などと連携を取り、班内における初期消火、避難誘導、安 否確認、情報収集などに努める。

(一時避難場所)

第7条 自治会一時避難場所は陽光台小学校とする。

(災害対策本部)

- 第8条 次の場合には、松葉町内に松葉町災害対策本部を設置する。
 - (1) 震度5強以上の地震が発生したとき。
 - (2) 大規模災害発生時において、隊長が必要と判断したとき。

(防災会議)

- 第9条 防災隊の事業を円滑に進めること、役員の任務の周知を図ること等のため、 防災会議を設置する。
- 2 防災会議は、隊長がこれを招集する。

(防災訓練)

第10条 防災意識の高揚及び技術の習得を目的とし、年1回以上の防災訓練を実施する。

(会計)

- 第11条 防災隊の運営に係る経費は、自治会一般会計から支出する。
- 2 防災隊の運営に伴う収入は、自治会一般会計に入金する。

(委任)

第12条 この規程の運営上、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 従前の「松葉町自治会自主防災隊組織図は、廃止する。

附則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

<別表> 自治会法人 松葉町自治会自主防災隊組織図

